

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

| 条例又は規則名及び条項                               | 処分の概要      | 担当課名      |
|---|------------|-----------|
| 盛岡市中央卸売市場業務<br>規程(昭和46年条例第51<br>号)第24条第2項 | 仲卸業者の合併の認可 | 中央卸売市場業務課 |

1 審査基準は、次のとおりとする。

仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）において、合併について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

認可申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、合併の当事者が連署し申請しなければならない。

- (1) 合併の当事者の名称及び住所
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
- (3) 合併の方法及び条件
- (4) 合併の予定年月日
- (5) 合併を必要とする理由

2 標準処理期間は、60日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。